基金だより

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

全 禁職 新潟県社会福祉協議会

事務局からのお知らせ



脱退書類の記入・提出に関する注意事項

1. 脱退·選択一時金給付申請書

- (1) 合併により支店名が変更になっている場合、旧支店名では送金できません。 フリガナの記入も忘れずにお願いします。
- (2) 契約者印の押印を忘れずにお願いします。
- (3) カーボン紙により複写される場合、「三井住友信託銀行用」を上にしてご記入願います。



2. 退職所得申告書

- (1) 県社協へ提出する書類に個人番号(マイナンバー)は記入しないでください。
- (2)A欄②(一般または障害、生活扶助有または無)に忘れずに〇を付してください。



3. その他

退職前に書類が提出された場合でも、その処理は退職日翌日以降の対応です。 したがいまして、給付日が早まるわけではなく、紛失の恐れも生じますので、<mark>退職後の送付にご協力願います</mark>。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主任 本間 一生 / 嘱託 栃堀 美子

TEL: 025-281-5520 / FAX: 025-281-5528

MAIL:taisyoku2@fukushiniigata.or.jp

福祉医療機構に加入されている事業所様へ

1. 書類の提出先をご確認ください。

次の場合は県社協ではなく、直接、福祉医療機構へご提出願います。

- ・2回目の合算申出書提出の場合
- ・退職者ご本人より請求書のみ提出する場合(退職届は提出済)
- ・加入届、訂正届等を提出する場合

2. 書類の提出順をご確認ください。

県社協への退職金請求が退職年金の場合、源泉徴収票は発行されないため、すぐに 福祉医療機構の退職共済請求手続きをすることが可能です。

3. 制度に関するお問い合わせ先をご確認ください。

社会福祉施設職員等退職手当共済事業は福祉医療機構が実施する制度であり、

運営に係る業務のうち、県社協が担うのは一部(具体的には退職届の受付業務)です。

県社協では、制度に関するお問い合わせには対応しかねますので、福祉医療機構へ直接お問い合わせくださるよう、お願いいたします。

独立行政法人福祉医療機構 Tel:0570-050-294



よくある問合せ

1. パート職員は加入できるか

正規職員の2/3以上の勤務時間を加入の目安としていますが、法人の退職金規程が 優先されるため、規程で支払い対象とされていれば加入可能です。

2. 定年退職した場合は脱退しなければいけないのか

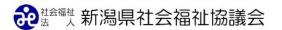
定年や年齢制限の定めはありませんので、継続加入が可能です。

3. 退職後に他の事業所への再就職を希望している場合の手続き

退職の時点で再就職先が決まっていない場合、フォームへ入力してください。詳細は「事務処理の手引き」6ページをご参照願います。

4. 口座名義が旧姓となっている場合の手続き

旧姓名義の口座への送金も可能です。備考欄に「口座名義は旧姓」とご記入願います。 (退職後に改姓される場合、口座名義は退職金給付まで変更しないでください)



新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

|・制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)			
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。			
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託(単独運用)契約を締結し、基金の管理・運用等を委託しています。			
基金運営	基金運営の適正を期すため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会 に意見を具申しています。			
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体(国及び地方公共団体以外のもの)。			
加入資格	協議会の会員である施設・団体。			
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。			
加入時期	施設・団体の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。適用者の加入は毎月1日。			
掛金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円			
母 並	一人当たり月額3,000円の内訳:事業主1,500円、職員1,500円			
	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者			
給付金	〇遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給			
· -	〇退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8 月、11月から10年間支給			

≪令和5年 3月 31日現在≫

<加入施設数> 649施設・団体 <加入者数> 23,014名

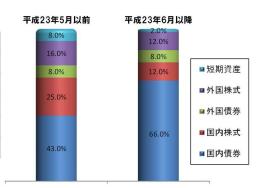
Ⅱ、積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる総合収益を長期的に確保することを基本方針としています。

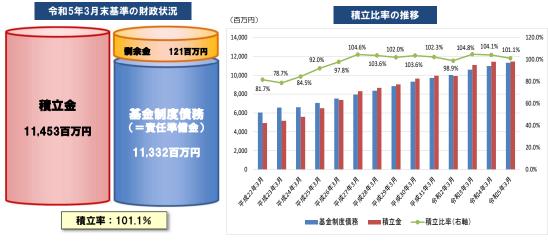
なお、昨今の運用環境の変動制拡大に伴い、協議会の積立基金の運用についても、平成23年6 月以降、より安定的なポートフォリオへの変更を行い運用しています。

【資産配分計画】

質性的方計画》						
	対象資産	中心値	変更許容幅			
	国内債券	66.0%	61.0%~71.0%			
	国内株式	12.0%	7.0%~17.0%			
	外国債券	8.0%	3.0%~13.0%			
	外国株式	12.0%	7.0%~17.0%			
	短期資産	2.0%	0.0%~10,0%			



Ⅲ. 制度の財政状況



<責任準備金>積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。

積立率が高い(不足金が少ない)ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。

Ⅳ. 積立基金の運用状況(平成20年度以降)

積立基金の運用は、平成20年度のリーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は中期的には堅調に推移しています。

令和4年度の株式市場は、欧米でのインフレ加速を受けて中央銀行が急激な金融引締めを進めたことが嫌気され下落する場面もありましたが、年度後半に米国でのインフレ率の減速が好感されたことや、大幅な円安ドル高の進行を受けて、国内株式、外国株式ともにプラスリターンとなりました。内外金利は、欧米でのインフレ加速を受けて中央銀行が急激に金融引締めを進めたことや、日銀が金融緩和政策の修正を行い長期金利の許容変動幅を拡大したことから上昇しました。NOMURA BPIおよびFTSE 世界国債の現地通貨ペースでは、マイナスリターンとなりました。その結果、年度を通じての本基金の運用実績は▲0.2%となりました。



時価構成比(令和5年3月末基準)

(金額単位:百万円)

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	7, 633	66. 6%
国内株式	1, 525	13. 3%
外国債券	859	7. 5%
外国株式	1, 169	10. 2%
短期資産	267	2. 3%
合計	11, 453	100.0%

平成20年4月~令和5年3月末 までの累積収益率:53.9% (年率:2.9%)